

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市船舶燃料費高騰支援事業補助金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	暫定税率廃止に伴い補助金が終了することで、離島航路事業者が使用する重油及び船舶用軽油の価格上昇に対する負担を軽減するため、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	佐渡汽船株式会社
補助対象経費	①カーフェリーA重油： (1)令和7年1月～12月の使用額（実績） (2)令和8年1月～12月の使用額（見込） (2)から(1)を引いた差額の9か月分の使用経費 ②ジェットフォイル船舶用軽油： (1)令和7年1月～12月の使用額（実績） (2)令和8年1月～12月の使用額（見込） (2)から(1)を引いた差額の9か月分の使用経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）を上限
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	5分の1
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 暫定税率廃止に伴い補助金が終了することで、離島航路事業者が使用する重油及び船舶用軽油の価格上昇に対する負担を軽減するための補助金であることから数値化は困難である
補助制度開始	令和8年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	佐渡汽船株式会社へ案内
事業担当	（担当部署）
	（電話番号）
	企画部交通政策課
	0259-63-3184